

令和7年度千歳市町内会連合会要望事項

令和7年10月22日提出

1 生活環境の整備について

(1) ごみの収集について

マンションやアパートなどの共同住宅の建設が進み、その多くは町内会・自治会（以下「町内会」という。）に未加入で町内会加入率が減少する中、ごみの収集につきましては、これまで町内会未加入者による収集日前の排出や指定ごみ袋以外の不適切な排出、燃やせるごみの区分の変更により、ごみステーションに入りきらない状況となりカラスによるゴミの散らかしが起きていることなど課題が多く、ごみステーションの管理に関する町内会の負担感、不公平感の表れとして、町内会が設置管理している回収ボックスの利用を町内会未加入者にはお断りする事例が見られるなど、地域の分断が危惧される事態も招いています。

ごみの不適正排出については、行政による清掃指導員の増員やパトロールの強化、啓発シールの貼付や付近の住宅への啓発チラシの配付などにより、対応されているとのことですが、今年度の町内会からの個別要望等においても、アパート、マンション近くのごみステーションで不適切なごみ排出状態が散見されるなど、依然としてごみの収集に関する課題が解決されているとは言えない状況であります。

また、町内会によるごみステーションの設置管理については、千歳市ごみステーション設置等に関する要領を根拠に町内会が大きな責任を負う制度となっており、一般廃棄物処理基本計画においても、ごみステーションについて町内会等の協力を得て適正管理に努めることや、町内会等との協力による管理体制を強化することが規定されておりますが、町内会への加入率が毎年低下している現状において、町内会による地域活動がこれまでとは同様に進まない状況に至っていることを重く受け止め、条例制定以前に建てられた共同住宅のごみステーションの設置や町内会以外の方のごみステーション管理に関する具体的な役割を明確にするとともに、ごみステーションの設置場所の選定、環境維持の方策及び町内会の経費負担など、町内会が責任を果たすべき理由や町内会未加入者との不公平感の是正などについて、根本的改善に向けた対応策を講じていただきますよう要望いたします。

(2) 市街地に出没するヒグマへの対応について

全国的にクマの出没や駆除が話題となっている中、道内のヒグマの個体数の増加に伴い市街地等に出没する人なれしたヒグマによって住民が被害に遭うなど生命の安全が脅かされ、その対応のため日常生活に支障をきたすといった状況が多く報道されており、本市におきましても毎年ヒグマの目撃情報が頻繁にあるところです。

自然環境や生物多様性と市街地での生活環境を両立することは難しいものと考えられますが、人間と野生動物が共存する豊かな環境を築くため、リスクの高い場所

での草刈りの実施、緩衝地帯の確保、追い払い装置の設置、監視の強化といった市街地への侵入を未然に防ぎ危険を回避する対策のさらなる充実と同時に、出沒周辺住民への効果的な情報提供についても要望するものであります。

2 施設整備について

(1) 未設置地区におけるコミュニティセンターの新設について

災害時に避難所として指定されているコミュニティセンターは、概ね小学校の通学区で一定程度の人口規模の地域を対象として整備を図ることとされております。

勇舞地区をはじめ、近隣のみどり台、長都、北陽、北光などの地区に居住され方が増加していますが、地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターについては、いまだに整備の予定が示されておられません。

コミュニティセンターの整備には財源の確保が重要な課題であることは理解しておりますが、大和地区コミュニティセンターにつきましては、令和9年度供用開始に向けた整備等を確実に実行されるとともに、各地域との交流及び活気あるまちづくりを推進するため、勇舞・みどり台地区へ地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターの新設を要望するものです。

3 防災・防犯について

(1) 町内会・コミュニティの防災活動に対する支援について

災害時の町内会やコミュニティ協議会の役割については、地域住民の安全確認に併せてスムーズに避難場所への避難ができるよう対応することであり、避難所においても町内会会員をはじめとする避難者が自主的に運営を行うことが基本とされております。現状としては、各避難所の運営訓練等が十分に実施されている状況にはなく、実際の避難所運営時においては、各施設管理者や派遣市職員のリードが不可欠な状況にあると想定されます。

本年度においても「地域防災リーダー養成講座」が開催されるとともに、千歳市総合防災訓練そなえーる防災フェスタにおいては、祝梅コミュニティ協議会と旭ヶ丘町内会が出展し、自主防災活動の取組状況を紹介したところでありますが、未だ多くの町内会がどのように防災活動を進めるべきか手探りの状態であるともいえます。

今後も町内会やコミュニティ協議会においては、防災への対応が最も重要な役割の一つと考えられるところであり、引き続き、避難警戒レベルや避難のポイントに関する講習、避難所の開設・混雑状況確認サービスの利用方法や避難所運営時の役割分担の確認など、地域の活動が主体的、積極的に実施されるような働きかけと支援の充実をお願いいたします。

(2) 防犯カメラの設置基準の整備について

近年、犯罪発生時には防犯カメラの映像が決め手となる事例が多くなっています。

千歳市から発信される「児童・生徒を狙った不審者情報」が多発している中において、町内会の道路や公園などの公共空間に防犯カメラの設置要望が増えており、犯罪の防止となる防犯対策としても有効な手段と考えます。平成30年度の要望回答を踏まえ、千歳市における個人情報プライバシー保護を配慮した防犯カメラの設置基準、ガイドライン等の整備について要望いたします。

(3) LED化した防犯灯の更新費用及び維持管理業務について

町内会の防犯活動の一つに防犯灯の維持管理があり、その多くがLED化した防犯灯となっています。防犯灯の耐用年数は約15年程度と言われており、今後はその更新工事が各町内会で発生し多くの費用負担となりますが、将来的な更新に向けて工事費財源を確保するため事業予算を留保して積立てるなど、町内会活動の縮小を検討しなければならない状況にありますことから補助金の増額を要望いたします。

また、町内会はそこで暮らす市民等が、地域社会を構成する一員として社会とのつながりを保ちながら、だれもが安心して暮らし続けることのできる地域をつくり、多くの方が町内会に加入し防犯灯の維持管理などを行ってきました。

近年の日本では、人口減少、少子高齢化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、マンションやアパートなどの共同住宅が増え町内会とは疎遠な関係を求める住民が増加しているとともに、加えて役員の多くは高齢者が占め役員の成り手不足が顕著になり、様々な活動にも支障をきたしていることから町内会の存続さえ危ぶまれる状況となっています。

このように、町内会を取り巻く住民意識が大きく変化している状況を踏まえ、市としても、今後の取り組み方を検討していかねなければならないことを認識していただき、防犯灯の維持管理などに対し、町内会加入率が減少している中で一部の町内会員の負担で賄う状況ではなく公平に全市民が担う制度の新設、又は「市」が維持管理を含めた全面的な業務を担う体制を構築していただきたい。

4 交通安全対策について

(1) 交通安全施設の設置要望について

毎年町内会からの個別要望において、通学路周辺をはじめとした交通安全対策を求める多くの要望が寄せられております。市や関係機関においては、交通指導員の適正配置や道路標識の更新などの対応をいただいていることに感謝を申し上げます。新興住宅地における交通量の急増に対応する安全対策や既存住宅地においても危険箇所での交通標識や横断歩道、信号機の設置等について整備が十分に実施されていない状況となっております。

また、新たな宅地造成やアパート・マンションなどの建設が進み、朝・夕の通勤ラッシュや交通量の変化に伴い、生活道路における抜け道が発生するなど地域にお

ける交通状況の変動により、生活環境が守られていないなどの問題が発生しております。

交通規制に係る整備は道の行政機関が行っていることは理解できますし、道内各市町村から相当数の要望が挙げられ財源の確保が難しい状況であることも理解しておりますが、地域の子供たちや高齢者の安全を確保するため、市で実施可能な対応については事故発生が危惧される危険箇所を事前に把握し、歩道整備、ガードレールやハンプの設置、白線の引き直しのほか、通学路等の路上駐車規制などについても引き続き計画的に対応いただきますとともに、今年度においても、新たな箇所での信号機や交通標識等の設置に関する要望が提出されている現状をお汲み取りいただき、北海道公安委員会に対し早期の対応が実現するよう継続的な要望をお願いするものであります。

5 町内会活動の意義と役割について

(1) 町内会活動の活性化と条例制定について

町内会は、生活の場である地域に愛着を感じ、自分たちの街を美しく豊かな「ふるさと」にしようという願いを込めて、お互いが協力し自主的に地域づくり活動を行っています。

しかしながら町内会への加入率は年々低下している状況が続き、役員の成り手不足や高齢化の大きな要因となっており、新規の入居者に加入をお願いしても、加入のメリットが分からない、ボランティア活動は任意で加入を断るといったケースが増えています。

昨今、社会的な動向として定年延長による高齢者の就業機会の増加や女性の社会進出などを背景として町内会活動の担い手不足が深刻化しており、役員のなり手不足から活動を続けられない町内会において、ごみステーションや街路灯の管理などを他の団体に引き継いでいくことが課題となり、行政上も地域コミュニティの中核となる町内会の仕組みが大きな役割を果たしていることが明らかとなりました。

また、同様の相談は近年市町連に対しても数件寄せられているとともに、町内会活動の活性化は全道・全国的な課題でもあります。

他都市においては、町内会がまちづくりの重要な担い手であることを再確認し、町内会活動の周知や財政支援の必要性があることを踏まえ、まちづくり基本条例の条文を修正していく動きがあることや、町内会の活性化に向けて具体的な施策に取り組んでいる事例が見られ、令和5年度には（仮称）町内会活動活性化促進条例の制定について要望したところであります。

条例の制定については、アンケート調査の結果などから今後は条例を制定している団体のその後の効果や、市民や事業者の意見など時間をかけて継続的に確認する必要があるものと考えますが、まずは町内会が活性化し活動が持続していくような取組に対する支援のほか、運営の担い手対策や加入促進に向けた取組を進めるとともに、行政活動の一端も担う町内会活動の意義と役割を市全体で共有するため、引き続き条例制定を要望するものであります。

6 カーボンニュートラルについて

(1) カーボンニュートラルへの取組支援について

千歳市では、喫緊の課題である地球温暖化に対して、令和 4（2022）年 2 月 7 日に「千歳市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 46%削減し、令和 32（2050）年までに排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指すこととしております。

地球温暖化対策は、私たち市民一人一人が取り組む課題ではありますが、多くの町内会では温暖化の影響や脱炭素の取組への理解が十分に広がっておらず、また、対策に有効とされる町内会館での省エネ機器や太陽光発電については、現時点において情報が少ないほか多額な工事費が見込まれ、積極的な導入に進まない状況に加えて、蛍光灯の製造、輸出入が禁止される「2027 年問題」で蛍光灯がますます入手困難となる背景もあります。

このことから、地域の地球温暖化対策を進めるため、各町内会やコミュニティセンター単位で出前講座を開催するとともに、町内会館の照明の LED 化や太陽光発電の設置などに対する取組へ財政的な支援について要望するものであります。